

平成17年度
芦屋市明るい選挙推進協議会
総会資料

日 時 平成17年5月11日（水）午前10時～

総 会 次 第

1 開 会

2 新委員委嘱式 委嘱状の付与~~(資料1)~~

3 選挙管理委員会委員長あいさつ

4 会長あいさつ

5 議 事

(1) 平成16年度常時啓発事業の実施結果について(資料2)

(2) 平成16年度選挙時啓発事業の実施結果について(資料3)

(3) 平成16年度会計収入支出報告について(資料4)

(4) 各専門委員会の割り振り

(5) 平成17年度常時啓発事業の実施計画(案)について(資料5)

(6) 平成17年度選挙時啓発事業の実施計画(案)について(資料6)

(7) 平成17年度会計収入支出予算(案)について(資料7)

6 意 見 交 換

7 閉 会

[資料2]


平成16年度常時啓発事業の実施結果

事業項目	事業内容
1 諸会議の開催	<p>明推協総会 ① 日時 5月17日午前10時～12時</p> <p>常任委員会 ① 日時 5月19日午前10時～12時</p> <p>② 日時 3月15日午前10時30分～12時</p> <p>総務委員会 ① 日時 7月15日午前10時～12時</p> <p>広報委員会 ① 日時 4月27日午前10時～12時</p> <p>② 日時 9月 6日午前10時～12時</p> <p>③ 日時 12月20日午前10時～12時</p> <p>講演会実施委員会 ① 日時 6月22日午前10時～12時</p> <p>② 日時 7月22日午前10時～12時</p> <p>③ 日時 10月 4日午前10時～12時</p> <p>④ 日時 11月17日午後 1時～3時</p> <p>選挙時啓発委員会 ① 日時 7月 1日午前10時～12時</p>
2 広報紙啓発事業	<p>広報委員会委員により広報紙に白ばらだよりを掲載し、選挙啓発を行う。年3回</p>
3 啓発ポスター募集事業	<p>市内の小・中・高校から明るい選挙の啓発ポスターを募集</p> <p>募集期間 5月27～9月3日</p> <p>応募状況 小学校 8校 135点 中学校 5校 222点</p> <p>高校 2校 35点 合計 15校 392点</p> <p>審査 9月8日に審査を行い(特選2名・入選15名・佳作31名)、特選及び入選作品17点を県の審査へ送付(県での入選は無し)</p> <p>表彰式 11月24日 入選者(特選2名・入選15名)を表彰し、表彰状・記念品入選作を使ったポスターカレンダーを贈呈。</p>
4 明るい選挙推進旬間事業	<p>明るい選挙啓発ポスター展</p> <p>11月24日から12月6日まで市民センター空中通路にて佳作を含む48点を展示</p> <p>明るい選挙推進大会</p> <p>10月29日午前10時から市民センター音楽室にて開催の講演会</p> <p>テーマ 「わたしたちが誇りを持って生きられる街に」</p> <p>～福祉を通じた政治とのかかわり～</p> <p>講師 社会福祉法人プロップ・ステーション理事長 竹中 ナミ 氏</p>
5 市民政治学講座	<p>公民館と共催 政治学講座「世界はニュースだけではわからない」をシリーズで開催</p> <p>第1回 10/23 「新時代の外交・安全保障」 講師 中西 寛 氏</p> <p>第2回 11/20 「郵政民営化をどう考えるか」 講師 辻 正次氏</p> <p>第3回 12/11 「産業構造の転換と産業再編成」 講師 秋武 孝春氏</p> <p>第4回 1/22 「日本とアラブ・イスラム世界」 講師 福田 義昭氏</p> <p>第5回 2/19 「国際関係論を越えて」 講師 吉川 元 氏</p> <p>第6回 3/19 「拡大 EU 経済の動向と展望」 講師 久保 広正氏</p>
6 他市との交流研修事業	<p>他市の明推協委員との交流を図る</p> <p>交流市 伊丹市</p> <p>日時 11月17日(水)</p> <p>内容 明推協活動についての意見交換</p>
7 新成人啓発事業	<p>20歳の誕生日に届くように、星座のイラスト入り「バースデーカード」と「選挙ガイド2004」を送付</p> <p>成人式(1月10日)に市製メッセージチラシと啓発資材を配布</p>
8 阪神7市1町明推協連合会事業	<p>総会 4月27日参加 研修会 1月26日参加</p>
9 議会の傍聴	<p>市議会本会議の傍聴 6月28日参加</p>
10 明推協会長研修	<p>市区町村明推協会長研修 12月14日参加</p>

広報紙啓発事業

平成16年度広報あしや掲載記事
16年6月1日号

雨ニモマケズ
風ニモマケズ
金ヤ地位ニモマドワサレズ
丈夫ナ身体ト強イ意志ヲ持テ
欲ハナク
決シテ驕ラス
アラユルコトヲ
庶民ノ感覺ヲモッテ
タエズ、ヨク見、聞き、判断シ
初心ヲ忘レズ行動スル
東ニ悩ンデイル人アレバ
行ッテ耳ヲカタムケ
西ニ困ッテイル人アレバ
行ッテ手ヲ貸シテヤリ
南ニ苦シム人アレバ
行ッテハゲマシノ声ヲカケ
北ニ立チスクンデイル人アレバ
行ッテ共ニ歩モウトイ
自ラカカゲタ公約ヲ守リ
明ルイマチツクリニ努力スル人
コウイウ人ニ
私ハ投票タイ




白バラ
だより

問い合わせ 選挙管理委員会 ☎38-2100

16年10月1日号

選挙のたびに、若い人の投票率の低さが問題になっています。そこで、若い人に聞いてみました。「ねえ、どうして投票に行かなかったの？」
A 「時間がなかったから」
B 「誰が当選しても一緒だから」
C 「めんどくさいから」
D 「誰に入れていいかわからないから」
うーん、じゃあどうすればいいと思う？
A 「ネット投票ならいいかも」
B 「ボク達のことを真剣に考え、行動してくれる人がいればなあ」
C 「私達にできる事があって、やらせてくれたら関心も高まるかも」
なるほど、今のままで君たちが棄権ばかりしていると、投票率の高い高齢者の意見ばかりが政治に反映されてしまうことになるんだよ。君たち自身の未来の生活のため、政治への投票参加をしてみたら！




白バラ
だより

問い合わせ 選挙管理委員会 ☎38-2100

17年2月1日号

「選挙」とは、多数の中から投票などにより適任者を選び出すこと(広辞苑)。
選挙に参加もしないまま、日々の生活に不満を感じ、悶々としているあなた。
今の生活は、投票に行っただ人たちの意見しか、反映されていないのです。
私たちが「こうなるといいなあ」と考えた時、同じ意見を持っている人が代表になって社会を動かしてくれたら居心地の良い暮らしができると思いませんか。
選挙に無関心だというのは、自分の生活に無関心なのと同じことです。すでに日々を過ごすためにも、選べる権利は大切にしましょう。政治を変えられるのは選挙だけなのです。
未来の日本のため、あなたの将来のため、あなたのいつか生まれてくる子どもたちのため、今より少しでもステキな日本にするために、日々の生活に不満を感じているあなたこそ、選挙に行くべきなのです。



白バラ
だより

問い合わせ 選挙管理委員会 ☎38-2100

[資料3]

平成16年度選挙時啓発事業の実施結果

(参議院議員選挙)

事業項目	事業内容
1 掲示・掲揚物による啓発	<ul style="list-style-type: none">・横断幕, 立看板, のぼりを市内各所に掲示・公用車にボディパネルを掲示・啓発ポスターを公共施設, 掲示板に掲示
2 印刷物による啓発	<ul style="list-style-type: none">・広報あしやに啓発記事を掲載・啓発チラシを選挙通知書と同封で郵送配布・公共施設の窓口でチラシを配布
3 街頭啓発	<ul style="list-style-type: none">・JR芦屋駅及び阪神芦屋駅周辺において投票参加の呼び掛け, 啓発資材の配布
4 放送等による啓発	<ul style="list-style-type: none">・広報車で市内を巡回しながら投票日の周知, 投票参加を呼び掛け・ケーブルテレビの広報チャンネルで, 投票日等を啓発・芦屋市ホームページに掲載

[資料4]

平成16年度自主会計収入支出報告

(収入)

単位：円

項目	収入額	内訳
繰越金	303,073	平成15年度からの繰越
協力金	50,000	参議院議員選挙協力金
売上金	1,911	推進大会講師著書売上分手数料(@1,365×0.2×7冊)
雑入	2	預金利子
合計	354,986	

(支出)

単位：円

項目	支出額	内訳
事業費	53,711	総務委員会費 伊丹市交流会 7,831
		選挙時啓発委員会費 街頭啓発費 7,000
		講演会実施委員会費 推進大会 35,680
		広報委員会費 会議費 3,200
合計	53,711	

収入354,986円 — 支出53,711円 = 残高301,275

参考：常時啓発及び選挙時啓発事業の経費は、市の直接経費(20,000円)と阪神7市1町明推協連合会経費(30,000円)で執行。

[資料 5]

平成 17 年度常時啓発事業実施計画（案）

事業項目	実施時期	対象者	内 容
1 諸会議の開催	4 月～3 月	明推協委員	総会の開催 常任委員会・専門委員会の開催 選管委員との連絡会の開催
2 広報紙啓発事業	4 月～3 月	一般市民	市広報紙による啓発 （白ばらだより）年 3 回
3 啓発ポスター募集事業	5 月～9 月	市内小・中・高校生	・ 明るい選挙の啓発ポスターを募集 ・ 表彰式（入選者を表彰） ・ 明るい選挙啓発ポスター展（啓発ポスター応募入選作品を市民センターに展示）
4 推進大会事業	10 月	一般市民	明るい選挙推進大会（講演会）を開催
5 市民政治学講座（地域別講演会事業）	10 月～3 月	一般市民	政治学講座「世界はニュースだけではわからない」をシリーズで開催（公民館と共催）
6 議会の傍聴	6 月～3 月	明推協委員 一般市民	市議会本会議の傍聴
7 新成人啓発事業	4 月～3 月 1 月 9 日	新成人	・ 誕生日に「バースデーカード」と「啓発冊子」を送付 ・ 成人式に啓発資材を配布
8 阪神 7 市 1 町明推協連合会事業	4 月～3 月	選管委員 明推協委員 一般市民 児童・生徒	総会，会議等に参加 地域別講演会， 地域リーダー養成研修の実施 啓発資材の配布 ※生徒会選挙支援事業

※生徒会選挙支援事業について

- (1) 趣 旨 若者の選挙離れをくいとめるため，児童・生徒の時から実際の選挙と同じ進め方の選挙を体験し，選挙の大切さを有権者になる前に学ばせる。
- (2) 対象校 未定
- (3) 時 期 未定
- (4) 内 容 投票箱・記載台等の備品を貸し出すほか，選挙に必要な消耗品等を支援すると共に，選挙執行上での指導・助言を行う。
- (5) 経 費 7 市 1 町連合会より 1 市につき 5 万円の予算補助有。

[資料5—1]

平成17年2回定例会会議予定表

月日	曜日	会 議	摘 要
6月2日	木	議案説明会	告示日
3日	金		
4日	土		
5日	日		
6日	月		
7日	火		
8日	水	議会運営委員会	
9日	木	本会議	開会、議会役員選出、議案処理(提案説明—委員会付託)
10日	金	建設常任委員会	質問通告締切日
11日	土		
12日	日		
13日	月	民生文教常任委員会	
14日	火	総務常任委員会	
15日	水		
16日	木	議会運営委員会	
17日	金	本会議	一般質問
18日	土		
19日	日		
20日	月	本会議	一般質問、(追加議案)
21日	火	本会議(予備日)	
22日	水	委員会(予備日)	
23日	木		
24日	金		
25日	土		
26日	日		
27日	月	議会運営委員会	
28日	火	本会議	委員長報告—採決、閉会

※ 市議会を傍聴するには、傍聴券が必要です。

本会議場

傍聴席は65席あります。

傍聴券には、会議が開かれる時刻(通常午前10時)の30分前に、市役所議場の傍聴席入口(南館4階)で先着順に渡される一般傍聴券(30枚)と、各会派に割り当てられている議員紹介傍聴券等(35枚)があります。

[資料6]

平成17年度選挙時啓発事業の実施計画（案）

（兵庫県知事選挙）

事業項目	事業内容
1 掲示・掲揚物による啓発	<ul style="list-style-type: none">・横断幕，立看板，のぼりを市内各所に掲示・公用車にボディパネルを掲示・啓発ポスターを公共施設，掲示板に掲示
2 印刷物による啓発	<ul style="list-style-type: none">・広報あしやに啓発記事を掲載・啓発チラシを選挙通知書と同封で郵送配布・公共施設の窓口でチラシを配布
3 街頭啓発	<ul style="list-style-type: none">・JR芦屋駅及び阪神芦屋駅周辺において投票参加の呼び掛け，啓発資材の配布
4 放送等による啓発	<ul style="list-style-type: none">・広報車で市内を巡回しながら投票日の周知，投票参加を呼び掛け・ケーブルテレビの広報チャンネルで，投票日等を啓発・芦屋市ホームページに掲載

[資料 7]

平成 17 年度自主会計収入支出予算 (案)

(収 入)

単位：円

項 目	収 入 額	内 訳
繰 越 金	301,275	平成16年度からの繰越
協 力 金	50,000	兵庫県知事選挙協力金
雑 入	1	預金利子
合 計	351,276	

(支 出)

単位：円

項 目	支 出 額	内 訳
事 業 費	180,000	総務委員会費 50,000
		選挙時啓発委員会費 30,000
		講演会実施委員会費 70,000
		広報委員会費 30,000
予 備 費	171,276	
合 計	351,276	

参考：市の直接経費として、推進大会講師謝金 20,000 円を別途予算化。

阪神 7 市 1 町明推協連合会経費 30,000 円。

[資料 8]

芦屋市明るい選挙推進協議会規約の一部を改正する規約（案）

芦屋市明るい選挙推進協議会規約の一部を次のように改正する。

第 8 条第 5 項中第 1 号を削り，第 2 号を第 1 号とし，第 3 号を第 2 号とし，第 4 号を第 3 号とする。

付則を附則に改める。

附 則

この規約は，平成 1 7 年 5 月 2 5 日から施行する。